

看板(屋外広告物)の 管理・点検ルールが変わります。

全国的に看板(屋外広告物)の落下事故が頻発化していることから、
点検者の資格要件の強化を図るとともに、看板(屋外広告物)の安全性をより確保するため、
管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、改正を行いました。
(岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市、下呂市を除く)



◆令和8(2026)年1月1日から施行

- ☑管理義務者に、所有者と占有者を追加
- ☑除却義務の対象を、すべての屋外広告物に拡大
- ☑様式の変更

- ・旧様式:令和9年3月31日まで使用可
- ・新様式:令和8年1月1日から使用可

※令和8年1月1日から令和9年3月31日までは、新旧様式どちらも使用可

詳しい内容は県HPで
ご覧いただけます



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

◆令和9(2027)年4月1日から施行

- ☑点検者の資格要件を厳格化

●点検資格者に関する相談窓口
岐阜県広告美術業協同組合
連絡先 TEL. 058-245-4472

点検資格	令和9年3月まで	令和9年4月から
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・屋外広告物点検技能講習会修了者 ・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者(1級) 		→
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物講習会修了者 ・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者(2級、3級)、 職業訓練指導員、職業訓練修了者 	→	×

- ☑既設の屋外広告物を使用して新規の許可申請を行う場合、
点検報告書の提出が必要に

- (例1) 既設の屋外広告物の表示面のシートだけ入れ替え、新規の許可申請を行う場合
- (例2) 既設の屋外広告物の骨組みを残し、広告板を入れ替えて、新規の許可申請を行う場合

お問い合わせ先

- 岐阜県屋外広告物条例、規則の改正に関すること
岐阜県 都市建設部 都市政策課 地域計画係 TEL. 058-272-1111(内線4720)
- 屋外広告物の許可申請に関すること
岐阜県内の各市町村
※岐阜市・高山市・多治見市・美濃市・恵那市・各務原市及び下呂市においては、
各市の屋外広告物条例が適用されます。
- 岐阜県屋外広告物ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>
岐阜県庁トップページ > 分類でさがす > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 景観・屋外広告 > 屋外広告物



県ホームページ